

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 企業立地課			
職員数	通常時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	1人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
企業立地課		・部内で所管する所掌事務の応援に関すること	・企業立地調整業務	・継続した企業誘致業務	・新規の企業誘致業務
備考					

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 観光振興課			
職員数	通常時	正職員	5人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
観光振興課		・旅館・ホテル等への情報提供と状況把握に関する こと			・津山観光キャンペーン に関すること ・観光開発に関すること ・観光事業の振興に関する こと ・津山市観光ビジョンの 具体化に関すること ・地域観光イベントの支 援・助成に関すること ・観光諸行事の企画実施 に関すること ・観光関係諸団体の指 導・育成に関すること ・観光宣伝及び観光案内 に関すること ・広域観光行政の調査・ 研究に関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 新産業創出課			
職員数	通常時	正職員	7人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	4人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
農商工連携推進係		・部内で所管する所掌事務の応援に関する事			・農商工連携に関する事 ・6次産業化に関する事
津山ブランド係					・つやま新産業創出機構に関する事 ・津山ブランド開発に関する事
備考					

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 農業振興課			
職員数	通常時	正職員	18人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	10人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断を検討する業務】
農業振興係		・県からの情報収集(鳥インフルエンザ発生時には各関係機関との連絡調整に努める)		・一般農業振興事業に関すること ・農業振興地域整備促進事業に関すること ・経営所得安定対策(旧 戸別所得補償制度)に関すること ・強い農業づくり交付金事業に関すること ・農業経営基盤強化促進対策事業に関すること ・農業農村活性化農業構造改善事業に関すること ・中山間地域等直接支払制度に関すること ・農地・水保全管理支払交付金に関すること ・環境保全型農業直接支払交付金に関すること ・借入金償還助成事業に関すること ・元利償還助成事業に関すること ・津山地区農業共済事務組合との連絡調整に関すること	・農業者育成支援事業に関すること ・農作物鳥獣被害防止対策事業に関すること ・農業振興事業基金運営事業に関すること ・市民農園に関すること ・一般畜産振興事業に関すること ・畜産総合対策事業に関すること ・食肉処理センターに関すること
農地係		・課内で所管する所掌事務の応援に関すること		・農業委員会設置活動事業に関すること ・農用地利用権等設定事業に関すること ・農地異動に関すること ・遊休農地対策に関すること ・農地調整事務処理事業に関すること ・農地情報の提供等に関すること ・納税猶予に関すること ・国有財産管理事務事業に関すること ・農家基本台帳情報システム事業に関すること ・農業者年金事務事業に関すること	・遊休農地対策に関すること ・農地調整事務処理事業に関すること ・国有財産管理事務事業に関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 農村整備課			
職員数	通常時	正職員	11人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	6人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断を検討する業務】
庶務係		・県からの情報収集(鳥インフルエンザ発生時には各関係機関との連絡調整に努める)		・農村整備課予算事務に関する こと ・森林課予算事務に関する こと	・指定管理等施設に関する こと ・土地改良区事業指導 ・土地改良区検査 ・地すべり防止対策協議会 に関する こと ・土地改良区連合協議会 に関する こと ・換地事務に関する こと ・課の事業に伴う用地取得 に関する こと
整備係			・農地及び農業用施設の 災害復旧に関する こと ・広域農道等維持管理 事業に関する こと	・ため池に関する こと ・農業用水合理化施設 管理事業に関する こと	・農地及び農業用施設の 整備計画に関する こと ・県営事業の推進に 関する こと ・受託事業に関する こと
備考					

業務継続計画

部課(室)名		産業経済部 森林課			
職員数	通常時	正職員	5人		
		非常勤・臨時職員	1人		
	発生時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
森林課		・林業団体との連絡調整 に関すること	・林道災害復旧に関すること ・森林激甚災害復旧に関する こと	・森林整備計画に関するこ と ・森林組合の指導に関する こと ・木材の需要拡大に関する こと ・木質バイオマスに関する こと ・林道管理に関すること ・作業道に関すること ・森林基幹林道整備に関す ること ・治山に関すること ・森林病害虫に関すること ・保安林・林地開発に関す ること ・森林の伐採及び森林取得 届出に関すること ・市有林・市行造林保育事 業に関すること ・有害鳥獣駆除・防護柵に 関すること	・林道開設事業に関する こと ・生活環境保全林に関す ること ・緑化に関すること ・火入れに関すること ・森林国営保険に関する こと ・林産物に関すること ・入会林野に関すること ・休猟区に関すること ・鳥獣保護に関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 管理課			
職員数	通常時	正職員	22人		
		非常勤・臨時職員	2人		
	発生時	正職員	13人		
		非常勤・臨時職員	1人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
庶務係		・部内調整に関すること ・部内情報収集	・部内連絡調整	・部内予算執行(支払)事務 ・証明事務	・部内物品等事務
管理係		・発熱外来の設営及び施設の管理に関すること	・市道管理に関する業務	・市道の占用及び溝渠の使用許可に関する業務 ・道路工事施行承認申請許可に関する業務 ・屋外広告物の許可に関する業務	・市道の認定、変更及び廃止に関する業務 ・幅員証明に関する業務 ・地下埋設物の統制に関する業務 ・道路、河川台帳の管理、補正業務及び情報化に関する業務 ・道路河溝堤とう台帳の整理保管に関する業務 ・屋外広告物簡易除去に関する業務
用地係			事業に伴う土地、建物等の取得並びにこれに伴う補償、契約及び登記に関する業務	用地補償評価調整委員会の運営と付議・議案の作成に関する業務	庁内全体の用地、補償業務の助言及び指導の業務
備考		職員22人の内(育休1人、病休1人)			

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 土木課			
職員数	通常時	正職員	15人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	9人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
工務第1係		・市道等交通機能の維持 に関すること	・市道の維持補修工事に 関すること ・市道の管理に関すること ・河川の管理に関すること ・橋りょうの維持補修に 関すること ・公共土木施設災害復旧 事業に関すること ・災害防止対策事業に 関すること ・交通安全施設に関 すること	・交通安全補助事業に 関すること	・土木課の事業企画の 立案及び予算に関 すること ・道路局所管道路改 良工事に 関すること ・単市道路改良工 事に 関すること ・単市橋りょう改 良工事に 関すること
工務第2係			・市道の維持補修工事に 関すること ・市道の管理に関すること ・河川の管理に関すること ・橋りょうの維持補修に 関すること ・公共土木施設災害復旧 事業に関すること ・災害防止対策事業に 関すること ・交通安全施設に関 すること	・交通安全補助事業に 関すること	・土木課の事業企画の 立案及び予算に関 すること ・道路局所管道路改 良工事に 関すること ・単市道路改良工 事に 関すること ・単市橋りょう改 良工事に 関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 都市計画課			
職員数	通常時	正職員	9人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	5人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
計画係		・物資、資材の運搬に関する こと	・都計法、宅造法、県土保全 の開発に関すること ・各種証明に関すること ・ホームページ保守管理に 関すること(窓口対応用)	・図面販売に関すること	・都市計画法に関するこ と。 ・都市計画審議会に関す ること。 ・都市開発事業に関す ること。 ・都市計画道路の計画に 関すること。
津山駅整備係				・中心市街地地区に関す ること ・都市計画道路の整備に関 すること	・都市開発事業に関す ること。 ・国土交通省実施事業に 関すること。
街路係				・河辺押入地区に関す ること ・都市計画道路の整備に関 すること	・地域高規格道路「空港 津山道路」整備促進協議 会に関すること。 ・国道53号グレードアッ プ委員会に関すること。 ・国土交通省実施事業に 関すること。 ・県実施事業に関するこ と。
備考					

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 公園緑地課			
職員数	通常時	正職員	5人		
		非常勤・臨時職員	6人		
	発生時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	3人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
公園緑地課		・物資、資材の運搬に関する こと		・公園緑地課全般の総括に 関すること ・施設の管理、安全に関する こと	・都市計画審議会に関する こと ・緑の基本計画に関する こと ・公園緑地の整備計画配置に 関すること ・利用に関すること ・施設の維持修繕に関する こと ・都市公園の築造に関する こと ・都市公園の改良に関する こと ・緑化に関すること ・公園の管理協定に関する こと
グリーンヒルズ 津山					・管理運営に関すること
リージョン センター					・管理運営に関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 建築住宅課			
職員数	通常時	正職員	17人		
		非常勤・臨時職員	2人		
	発生時	正職員	10人		
		非常勤・臨時職員	1人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
建築営繕係		・部内で所管する所掌事務の応援に関すること		・施設整備補助事業業務 ・市の建築物の営繕計画業務 ・市の建築物の設計及び監理業務	・施設の調査、点検業務
指導審査係			・建築基準法等関係法令の建築確認申請・許認可等業務 ・建設リサイクル法・省エネ法・長期優良住宅法・低炭素法等の届出認定業務	・建築指導(中高層・定期報告・まちづくり条例等)業務 ・関係法令(農地法・都市計画法・宅造法・廃掃法)等の指導業務	・住宅金融支援機構の受託業務(指定確認検査機関へ受託可能なため)
住宅係		※維持補修に関すること ※市営住宅の管理	・地域住宅交付金に関すること ・維持補修に関すること ・行政財産目的外使用許可に関すること ・市営住宅の管理(入居者募集及び家賃決定に関すること) ・政策空家措置に関すること ・入居者からの苦情、要望への対応に関すること(公社との連携) ・災害等の住宅確保要配慮者に関すること ・償還推進助成事業補助金に関すること	・住宅新築資金等貸付金の収納に関すること ・特定優良賃貸住宅に関すること ・住宅新築資金等貸付金の債権管理及びシステム開発に関すること	・法的措置に関すること ・市営住宅の用途廃止及び跡地に関すること ・マンションの建替組合に関すること
備考		※は、市営住宅施設の指定管理者である津山市都市整備公社が機能しない場合である。			

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 下水道課				
職員数	通常時	正職員				24人
		非常勤・臨時職員				2人
	発生時	正職員				14人
		非常勤・臨時職員				1人
		業務の区分				
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】	
維持普及係		・部内で所管する所掌事務の応援に関すること	・公共下水道の維持管理 ・都市下水路 ・雨水対策(排水樋門、スイングゲート及び排水ポンプ管理等) ・農業集落排水処理施設の維持管理	・下水道の啓発 ・水洗化の促進 ・受益者負担金 ・下水道使用料 ・排水設備工事 ・指定工事店に関すること ・責任技術者 ・合併浄化槽補助金 ・下水道施設工事の設計・施工及び監督 ・他部署からの調査 ・その他庶務	・下水道基本計画 ・下水道整備計画 ・津山広域下水道 ・排水設備及び水質の指導監督	
工務係			・公共下水道の維持管理 ・下水道施設工事の設計・施工及び監督 ・都市下水路	・他部署からの調査	・下水道基本計画 ・下水道整備計画 ・津山広域下水道 ・雨水対策 ・施設の建設	
浄化センター			・浄化センターの維持管理	・排水設備及び水質の指導監督	・下水道の啓発	
備考						

業務継続計画

部課(室)名		都市建設部 歴史まちづくり推進室			
職員数	通常時	正職員	5人		
		非常勤・臨時職員	0人		
	発生時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	0人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
歴史まちづくり 推進室				・都市景観行政 (関係業務の縮小)	・歴史的風致維持向上計画の管理 ・街なみ環境整備事業の計画・予算 ・重伝建保存地区事業 ・施設管理・運営 民芸館・浪漫館・城東屋敷 (公開・集会施設の閉鎖等)
備考					

業務継続計画

部課(室)名		地域振興部 協働推進室			
職員数	通常時	正職員	6人		
		非常勤・臨時職員	2人		
	発生時	正職員	3人		
		非常勤・臨時職員	1人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
協働推進室		・部内の調整 ・旧津山市区域における、 外出できない者への食糧 等の提供体制の整備 ・非常用食料等の引き渡 しの実施	・つやま市民活動センターの 運営に関すること(ボランティ ア) ・各支所にまたがる課題の 調整に関すること ・連合町内会との連絡調整 に関すること ・国際交流関係団体との連 絡調整に関すること	・政策立案にかかる協働事 業の推進に関すること ・政策立案にかかる支所の 総合調整に関すること ・協働に関する庁内推進体 制の整備 ・協働事業の推進に関す ること ・支所長会議に関すること ・演習場対策に関すること ・演習場対策委員会に関す ること ・統計調査事務に関す ること	・津山市コミュニティセン ターの管理運営に関す ること (貸館に関すること) ・合併市町村補助金に関 すること ・市町村合併支援特別交 付金に関すること ・地域振興基金に関す ること ・地域審議会の総合調整 に関すること ・津山市市民憲章推進 ・コミュニティ活動施設 整備補助金 ・コミュニティ振興施策の 立案 ・コミュニティ補助金に関 すること ・町内会集会施設整備費 補助事業 ・地縁団体の認可 ・統計データベース構築 に関すること ・国際化推進プランの推 進に関すること ・津山サンタフェ友好協 会の運営に関すること ・過疎計画に関すること ・文書整理に関すること
備考					

業務継続計画

部課(室)名		地域振興部 加茂支所 市民生活課			
職員数	通常時	正職員	12人		
		非常勤・臨時職員	5人		
	発生時	正職員	7人		
		非常勤・臨時職員	3人		
		業務の区分			
		新たに発生する業務 【新型インフルエンザ等対策業務】	優先度 1 【継続する優先業務】	優先度 2 【縮小を検討する業務】	優先度 3 【原則として休止・中断 を検討する業務】
加茂支所 市民生活課		・管内の自治会等からの 情報収集 ・防災行政無線を利用して の情報発信(管内住民へ の周知) ・管内の自治会等への状 況(情報)提供 ・管内における、外出でき ない者への食料等の提供 体制の整備(自治会等と の連携) ・非常用食料等の引渡し の実施	・支所庁舎の維持管理に関 すること(宿日直を含む) ・支所の車両の管理に関す ること ・広聴及び広報に関するこ と ・消防防災に関するこ と ・防犯に関するこ と ・支所における文書の総括 的管理に関するこ と ・地元町内会との連絡調整 に関するこ と ・選挙管理に関するこ と ・戸籍等各種諸届書の受付 に関するこ と ・埋火葬の許可に関するこ と	・支所の庶務に関するこ と ・支所他課の所管に属さな いこ と ・支所の公金管理に関する こ と ・各種証明書の交付に関す るこ と	・地域審議会に関するこ と ・コミュニティ施策の推進 に関するこ と ・町内会集会施設の整備 に関するこ と ・地縁による団体の認可 及び証明書の発行に関 するこ と ・支所管内の学校教育活 動、生涯学習、青少年健 全育成、文化芸術及びス ポーツに関する業務の補 助に関するこ と
備考					